

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1)業務名

新規観光客誘致に向けたさしみシティ賛同店舗賑わい創出業務委託

(2)業務内容

新規観光客誘致に向けたさしみシティ賛同店舗賑わい創出業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3)履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4)履行場所

指定場所

(5)予算額

14,000,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1)長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2)参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「広報・宣伝・広告」の業種で登録がある者であること。
- (3)(2)の名簿に地域区分が市内、認定市内又は準市内としての登録がある者であること。
- (4)長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6)会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

- (7)本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (8)委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (9)令和7年3月31日現在、過去5年以内において、次の要件を全て満たすこと。
- ア 国、地方自治体、企業・団体等（以下「国等」という。）のグルメや観光のプロモーション（10,000,000円以上のもの）に関する業務経験が1件以上あること。
 - イ 飲食店をはじめ、民間企業等と協働したイベント企画・実施に関する業務経験が1件以上あること。
 - ウ 本業務に従事する業務責任者は、ア、イの双方の実務経験を有すること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市経済産業部商業振興課まで連絡するものとする。

(1)説明書の交付期間

公告日から令和7年6月19日（木）（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(2)説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階

長崎市経済産業部商業振興課（電話：095-829-1150）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1)参加表明書の提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時30分必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

(2)参加表明書の提出場所及び提出方法

本案件に参加しようとする者は、アからオまでの書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（平成22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 業務等実績調書（様式ウ）

エ 配置予定者調書（様式エ）

オ 2 提案資格（9）の業務の受注実績がわかるもの（契約書、仕様書など）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月20日（火）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1)説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メールにより下記6(3)質問書送信先に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2)説明書等に対する質問の提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時30分必着（提出期限内に6(3)質問書送信先に到達していること。）

(3)質問書送信先

長崎市経済産業部商業振興課

電子メールアドレス shogyo@city.nagasaki.lg.jp

(4)質問に対する回答

令和7年5月23日（金）午後5時30分までに質問を取りまとめ、電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1)提案書の提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時30分必着（提出期限内に下記7（3）提出先の場所に到達していること。）

(2)提案書の提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し下記7（3）提出先の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

また、データについては電子メールにより下記7（3）提出先に送信すること。

(3)提出先

長崎市経済産業部商業振興課 長崎市役所14階

電子メールアドレス shogyo@city.nagasaki.lg.jp

8 ヒアリングの実施

(1)ヒアリングの有無 有

(2)ヒアリング予定日：令和7年6月27日（金）※予備日7月2日（水）

日時や留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1)提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務等実績調書(様式ウ)	令和2年4月から令和7年3月末までに完了した、(1)「国、地方自治体、企業・団体等のグルメや観光のプロモーションに関する業務(10,000,000円以上のもの)」と、(2)「飲食店をはじめ、民間企業等と協働したイベント企画・実施に関する業務」の実績がどの程度あるかを評価する。 5点: 同種業務((1)+(2))の実績が11件以上ある 4点: 同種業務((1)+(2))の実績が9~10件ある 3点: 同種業務((1)+(2))の実績が7~8件ある 2点: 同種業務((1)+(2))の実績が5~6件ある 1点: 同種業務((1)+(2))の実績が3~4件ある 0点: 同種業務((1)+(2))の実績が2件ある	5
	実施体制	組織調書(様式イ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 5点: 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる 3点: 担当者の配置や構成は明確である 0点: 担当者の配置や構成が明確でない	5
実施方針等	業務手順	業務等の実施手法(様式コ)	(1)業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、(2)業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。 10点: (1)、(2)のいずれにも該当する場合 5点: (1)、(2)のいずれかが該当しない場合 0点: (1)、(2)のいずれにも該当しない場合	10
提案内容評価	企画 (さしみシティ賛同店舗回遊型賑わい創出イベント) ※仕様書5-(1)	企画書(任意様式)	「さしみシティ賛同店舗回遊型賑わい創出イベント」を目的に長崎へ観光に行きたくするような、「長崎の優位性」が見出されており、情報拡散が期待される仕掛けや他の時期への展開が可能な企画となっているかどうかを評価する。 20点: 非常に優れている 16点: 優れている 12点: 標準的である 8点: やや劣っている 0点: 劣っている	20
	実行力1 (さしみシティ賛同店舗回遊型賑わい創出イベント) ※仕様書5-(1)		「さしみシティ賛同店舗」全体の賑わい創出に向け、効果的に事業者を巻き込むことができる提案かどうかを評価する。 10点: 非常に優れている 8点: 優れている 6点: 標準的である 4点: やや劣っている 0点: 劣っている	10
	実行力2 (さしみシティ賛同店舗回遊型賑わい創出イベント) ※仕様書5-(1)		「さしみシティ賛同店舗」による主体的な取組みの創出に向け、イベントへの店舗の参加意欲向上につながる提案かどうかを評価する。 10点: 非常に優れている 8点: 優れている 6点: 標準的である 4点: やや劣っている 0点: 劣っている	10
	効果検証 (さしみシティ賛同店舗回遊型賑わい創出イベント) ※仕様書5-(1)		イベントによる経済効果(費用対効果)を検証するためのKPI設定の根拠が明確で、その数値を定量的に検証することができ、かつ、参加者や店舗に負担が生じないものかを評価する。 10点: 非常に優れている 8点: 優れている 6点: 標準的である 4点: やや劣っている 0点: 劣っている	10
	効果的な旅マエプロモーション ※仕様書5-(2)		「さしみシティ賛同店舗回遊型賑わい創出イベント」と一貫性のある内容であり、情報拡散に効果的な提案がなされているかを評価する。 20点: 非常に優れている 16点: 優れている 12点: 標準的である 8点: やや劣っている 0点: 劣っている	20
	Instagramの運営 ※仕様書5-(3)		長崎の魚を起点とした交流人口のための「旅マエ」や、継続的な長崎の魚の消費につなげるため「旅アト」を意識した情報発信の提案がなされているかを評価する。 10点: 非常に優れている 8点: 優れている 6点: 標準的である 4点: やや劣っている 0点: 劣っている	10
合計				100

※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。
※「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	経済産業部	部長	大賀 史郎
委員	商業振興課	課長	吉田 涼子
	観光政策課	課長	柴田 恭郎
	水産振興課	課長	村瀬 二美
	広報広聴課	一般吏員	後藤 ゆうか

(2)決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年7月2日（水）（予定）に通知する。

(3)決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっては、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

(1)本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2)提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けない場合は、提案書を提出できない。

(3)参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4)提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(5)提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。

ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

(6)提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

(7)次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8)成果物に関する著作権の取扱いについては、さしみシティプロモーション業務委託に係る仕様書8(5)のとおりとす。

(9)受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

長崎市経済産業部 商業振興課

電話 095-829-1150

電子メールアドレス shogyo@city.nagasaki.lg.jp